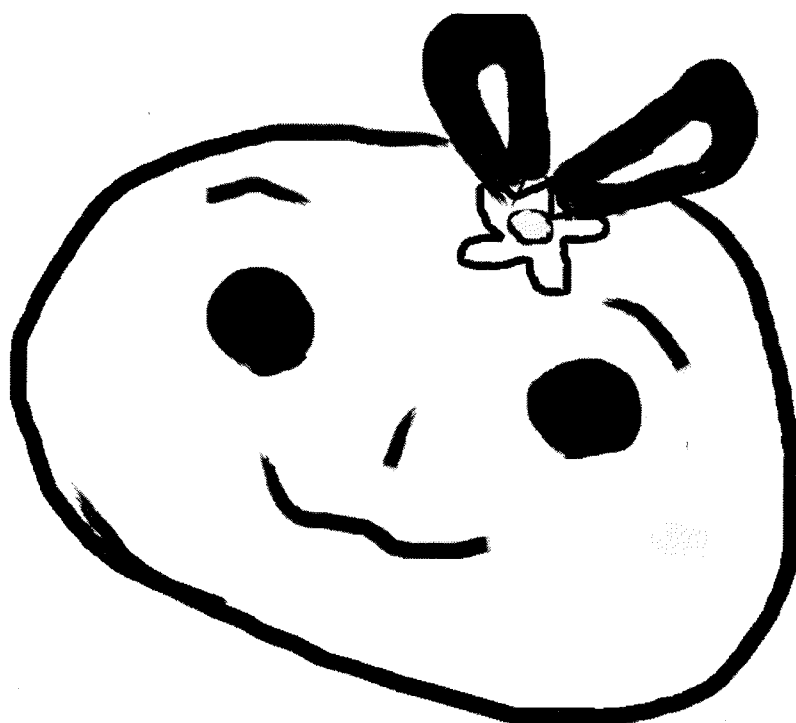


昭和村障がい者計画

第5期昭和村障がい福祉計画



平成30年2月

昭和村

目次

第1章 計画の概要1

- | | | | |
|------------------|---|------------|---|
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | 1 | 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の策定体制 | 3 | 4. 計画の期間 | 3 |
| 5. 計画期間中の見直しについて | 4 | | |

第2章 障がいのある人の状況 ...5

- | | | | |
|-----------------|---|--------------|---|
| 1. 障がい者の状況 | 5 | 2. 身体障がい者の推移 | 6 |
| 3. 知的・精神障がい者の推移 | 7 | | |

第3章 計画の基本的な考え方 ...8

- | | | | |
|----------|---|---------|---|
| 1. 基本理念 | 8 | 2. 基本目標 | 8 |
| 3. 計画の体系 | 9 | | |

第4章 施策の推進10

- | | | | |
|------------------|----|--------------|----|
| 1. 相互理解と交流、啓発の推進 | 10 | 2. 保健・医療の充実 | 11 |
| 3. 社会参加の促進 | 13 | 4. 福祉サービスの充実 | 14 |
| 5. 雇用・就労の促進 | 16 | 6. 生活環境の整備 | 17 |
| 7. 防災・防犯体制の充実 | 18 | | |

第5章 障がい者福祉サービスの見込量と確保19

- | | | | |
|------------------|----|-----------------|----|
| 1. 国の基本指針見直しについて | 19 | 2. 平成32年度の数値目標 | 26 |
| 3. 障がい福祉サービスの見込量 | 29 | 4. 地域生活支援事業の見込量 | 30 |

第6章 計画の推進に向けて32

- | | | | |
|-------------------|----|-------------------|----|
| 1. 障がい福祉サービスの整備方針 | 32 | 2. 障がい児支援の提供体制の確保 | 33 |
|-------------------|----|-------------------|----|

• 【資料編】34

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 昭和村福祉計画策定審議会名簿 | 35 |
| 2. アンケート調査結果 | 36 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいむらづくりが求められています。

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権の享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本方針に即し、地域において必要な「障がい者福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障がい者福祉サービスに関する数値目標の設定及びより具体的で実効性のある施策を実施していくために「昭和村障がい者計画・障がい福祉計画」を定めるものです。

【参考 障害者施策に関わる主な関係法令の動向】

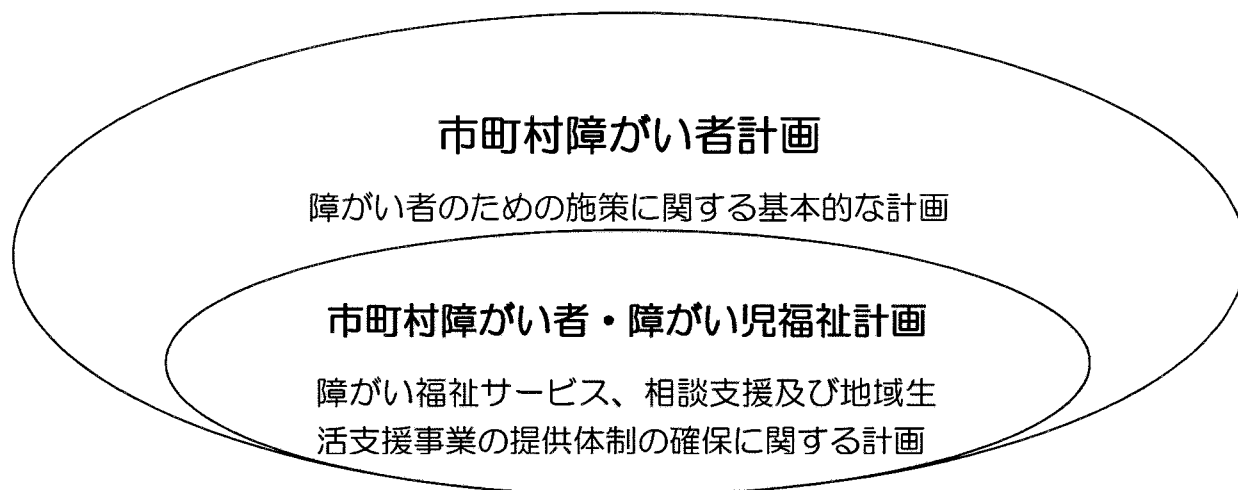
	関連法令	概要
平成17年	・発達障害者支援法の施行	・発達障がいの定義づけ
平成18年	・改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・雇用対策の強化、助成の拡大等 ・福祉サービス体系の再編 ・総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成19年	・改正障害者基本法の施行	・市町村障がい者計画の義務化
平成21年	・改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成22年	・障害者自立支援法等の一部改正	・利用者負担や障がい者の範囲及び障害程度区分の見直しなど
平成23年	・障害者基本法の改正 ・障害者虐待防止法の成立	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど ・障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成25年	・障害者総合支援法の施行 ・障害者差別解消法の成立	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定

2. 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の計画との整合性を図りながら、障害者基本法に基づく「市町村障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定するものです。

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のために施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条） 長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障がい者基本計画」を基本とした障がい者のための施策に関する総合計画	障がい者計画のうちの障がい福祉サービス分野の実施計画

■ 障がい者計画と障がい福祉計画の一体性の確保



【参考 障害者基本法・障害者総合支援法条文】

障害者基本法第11条第3項

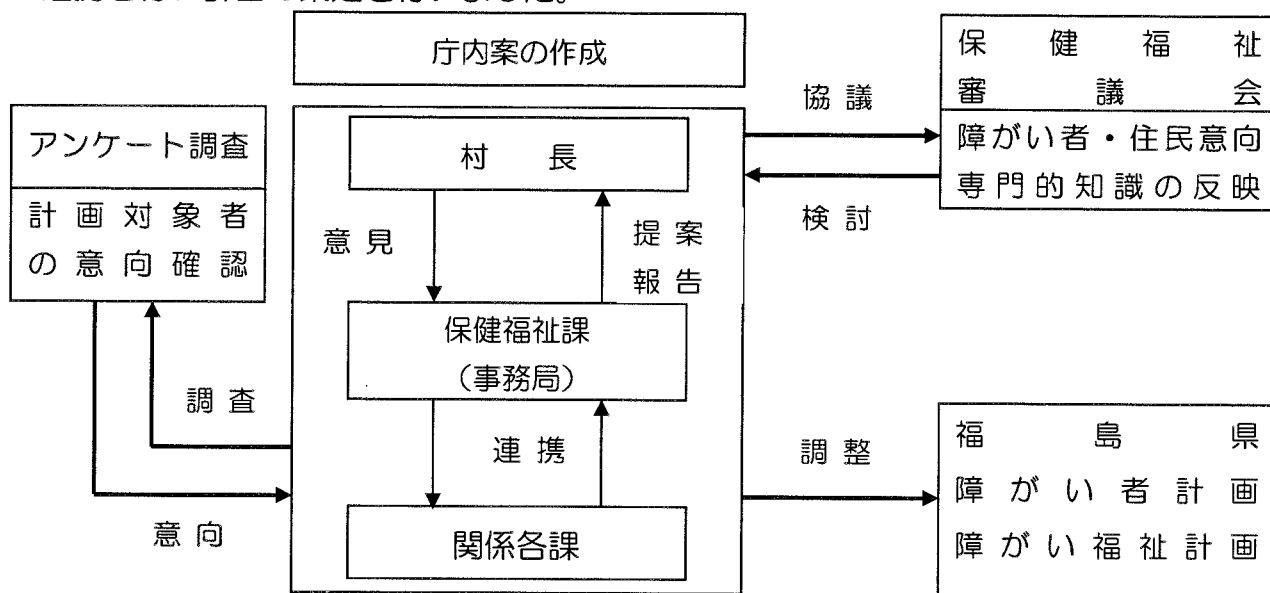
市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、行政関係者、各種団体の代表者等を委員とする「昭和村保健福祉審議会」により、計画策定のための検討を行いました。庁内においても、保健福祉課を中心に関係各課とも必要な連携を行い計画の策定を行いました。



4. 計画の期間

計画推進スケジュール

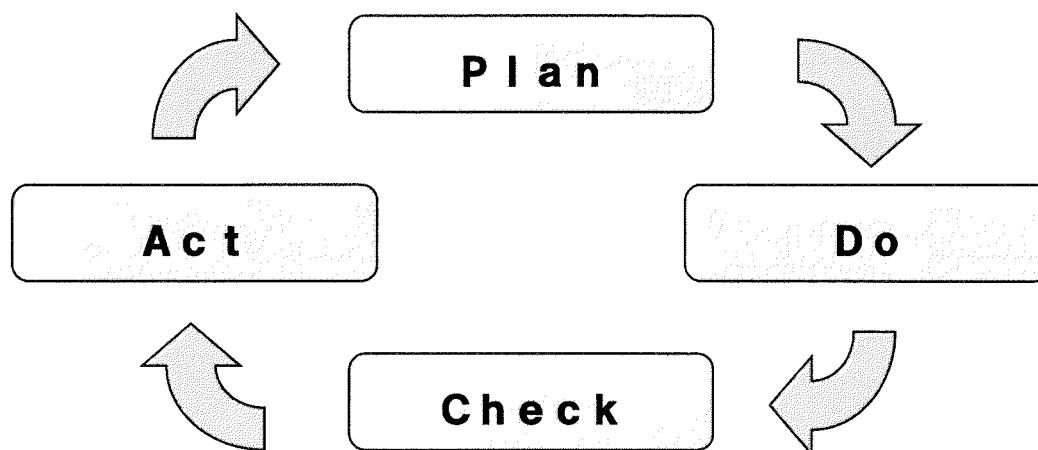
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者計画					
障がい福祉計画：第4期					
見直し					
障がい福祉計画：第5期					

障がい者計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成32年度までとします。障がい福祉計画は3年ごとに策定することとされています。本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とします。

5. 計画期間中の見直しについて

障害者基本法や障害者総合支援法の改正、及び障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも新たな制度改革や取り組みがますます進められていく予定です。このような動向を踏まえ、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画期間中においても本計画の見直し・変更その他必要な措置を講じるもの（PDCAサイクル）とします。

■PDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者・障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示
実行（Do）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価（Check）	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標及び活動指標については、年1回は事業実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい者・障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。 ・中間評価の際には、保健福祉審議会及び関係機関等の意見を聴くとともに、その結果の公表を検討する。
改善（Act）	<ul style="list-style-type: none"> ・中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい者・障がい福祉計画の見直し等を実施。

【参考 障害者総合支援法条文】

障害者総合支援法第88条第2項

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障がい福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第2章 障がいのある人の状況

1. 障がい者の状況

昭和村の障がい児・者数（身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、平成29年4月1日現在で、130人、人口に対する障がいの出現率は、9.9%であり、村民の約10人に1人が身体、知的又は精神に障がいがあるという状況です。

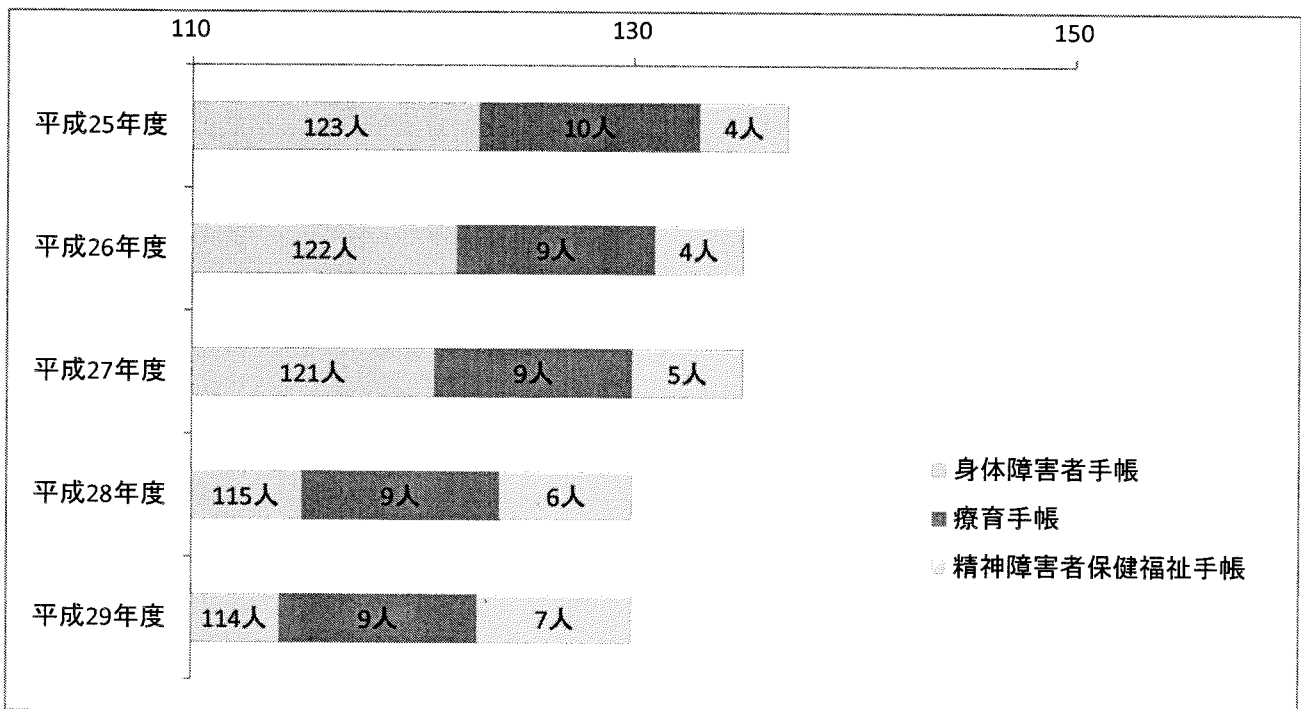
障がい者手帳所持者の推移

（単位：人、各年度4月1日現在）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい者手帳	123	122	121	115	114
療育手帳	10	9	9	9	9
精神障がい者 保健福祉手帳	4	4	5	6	7
合計	137	135	135	130	130
本村人口	1,484	1,414	1,365	1,334	1,309
人口に占める割合	9.2%	9.5%	9.9%	9.7%	9.9%

※異なる種別の複数の手帳を所持している方については、重複しています。

各種障がい者手帳の交付状況



2. 身体障がい者の推移

身体障がい者手帳の所持者は、人口の減少に伴い、全体として減少の傾向にあります。

障がい別の比較については、平成 25 年度からの推移を見ると全体的に横ばいか減少傾向にあります。年齢別の比較については、平成 25 年度から 65 歳以上の身体障がい者は全体の約 9 割を占めており、平成 29 年度の時点で 65 歳以上の村民およそ 7 人に 1 人が身体障がい者手帳を所持していることとなります。

身体障がい者手帳所持者の推移

(単位：人、各年度 4 月 1 日現在)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
等 級 別	1 級	30	31	31	29	29
	2 級	15	11	10	8	7
	3 級	36	34	35	33	34
	4 級	32	35	36	36	36
	5 級	4	5	3	3	2
	6 級	6	6	6	6	6
障 が い 別	視 覚 障 が い	7	7	6	7	6
	聴覚・平衡機能障 が い	10	11	11	10	9
	音声・言語・咀嚼機 能 障 が い	3	3	3	3	3
	肢 体 不 自 由	71	67	65	60	60
	内 部 障 が い	32	34	36	35	36
年 齢 別	18 歳 以 上 65 歳 未 満	13	12	13	12	13
	65 歳 以 上	110	110	108	103	101
計		123	122	121	115	114

平成 29 年 4 月 1 日現在
の高齢者人口：741 人

3. 知的・精神障がい者の推移

(1) 知的障がいのある人の推移

療育手帳の所持者は、全体的に横ばいの傾向にあります。

療育手帳所持者の推移

(単位：人、各年度4月1日現在)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育手帳 交 付 者	A (重 度)	6	5	5	5	5
	B (中軽度)	4	4	4	4	5
	計	10	9	9	9	10

(2) 精神障がいのある人の推移

精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の所持者は、全体として増加の傾向にあります。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人、各年度4月1日現在)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神保健 福祉手帳 交 付 者	1 級	1	1	1	1	1
	2 級	2	2	3	4	4
	3 級	1	1	2	2	2
	計	4	4	6	7	7

自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の推移

(単位：人、平成29年4月1日現在)

障 が い 名	平成28年度	平成29年度	前 年 度 比
う つ 病	4	4	0
双 極 性	5	5	0
統合失調症	4	4	0
てんかん	1	1	0
高次脳機能障害	1	1	0

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法の理念は、「すべての障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」とうたわれています。この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての村民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己

実現できる村を目指し『だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるむらづ

2. 基本目標

この計画の理念を実現するため、現状分析を踏まえ、次の4つの視点を基本目標とし、障がい者施策を推進します。

① 障がいのある人を支える地域づくり

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する村民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

② 自立した生活を送るための（地域生活）支援の充実

障がいの有無にかかわらず村民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めます。

③ 生きがいのある暮らしのための支援

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な就労支援を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

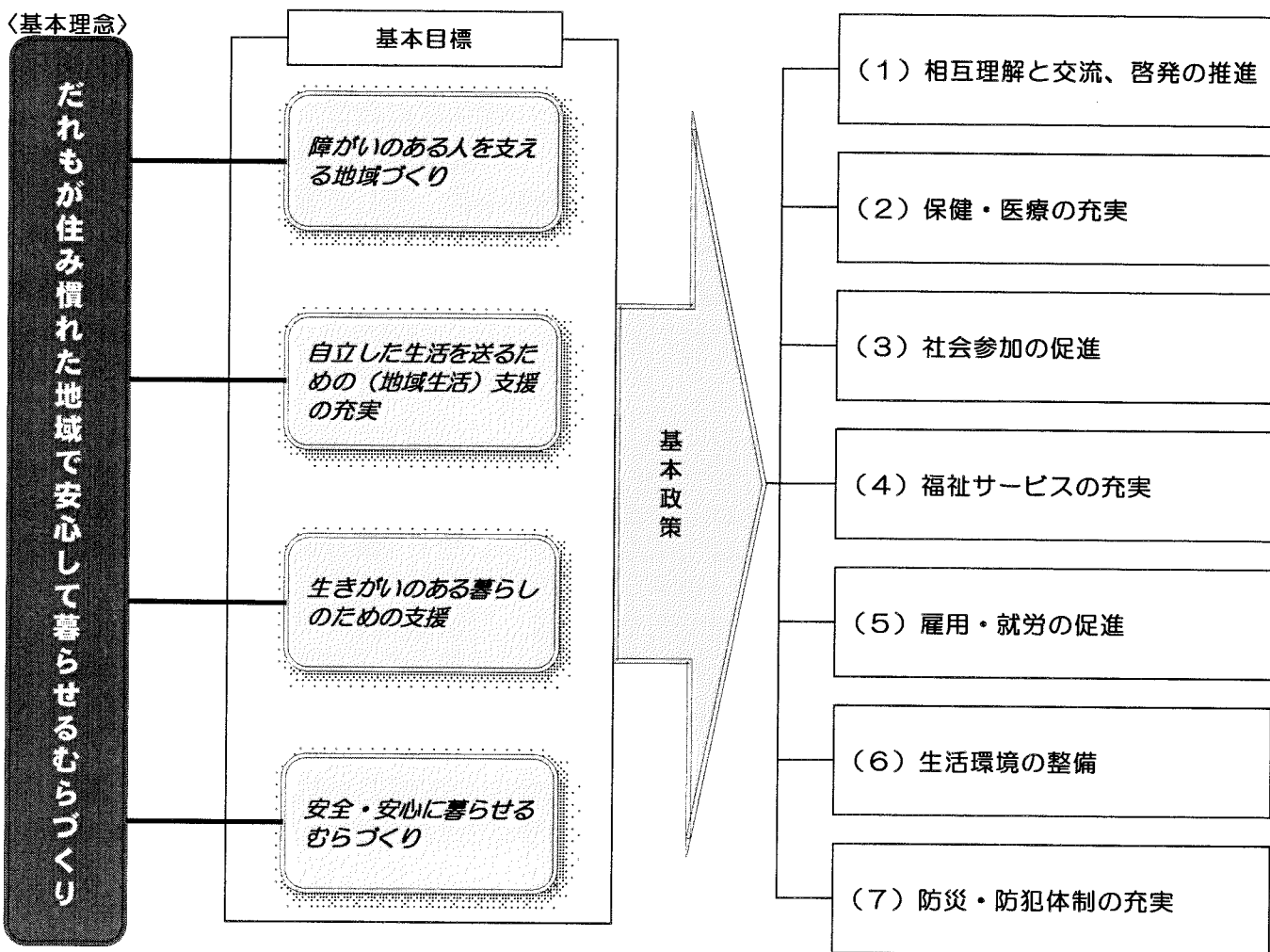
④ 安全・安心に暮らせるむらづくり

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人に配慮したむらづくりを推進します。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策における高齢者、障がいのある人、乳幼児等（災害時要援護者）の対応は一層重要になってきており、地域における防災・防犯対策を推進します。

3. 計画の体系

「第5次昭和村振興計画」と前述の基本的な考えを踏まえながら、障がい者が住み慣れた地域において生きがいをもって住み続けることができるよう、行政はもとより、地域住民が一体となって障がい者施策を推進していくことが必要です。

特に地域においては、障がい者の問題を障がい者本人やその家族の問題にとどめず、地域に住むすべての人の問題として取り組めるように地域ネットワークの構築が重要であり、地域に住む住民一人ひとりが地域の中でふれあい、支え合いながら行政と一体となって推進していくことが大切です。



第4章 施策の推進（障がい者計画）

1. 相互理解と交流、啓発の推進

① 交流・啓発活動の推進

<現状と課題>

障がい者が住みなれた地域の中で自立し、主体的に社会参加できる地域社会を形成するためには、障がいや障がい者に関わる正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動が大切です。そのため、本村では「広報しょうわ」への掲載や障がい者手帳交付者へ「障がい者福祉の手引き」といったパンフレットの配布などを行っています。

障がいについては、障がい者本人、その家族、その他すべての村民の正しい理解により、障がいのある人が、共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、心やさしい福祉社会を構築していかなければなりません。そのためには、すべての村民に対し、適切な機会を捉えて、障害についての多様な啓発・広報活動を進めることが求められています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
広報などを活用した啓発活動の推進	『広報しょうわ』やパンフレット『障がい者福祉の手引き』などに、障がいや障がい者の関連記事を掲載し、障がいについて関心をもってもらうとともに、理解を深めてもらうよう努めます。また、障がい者やその家族の参考となる情報も含め、福祉全般について、幅広い啓発活動を進めます。
福祉に関する情報の定期的な発信	障がいのある人の社会参加の理解の一助となるよう、障がいのある人の参加する行事などを広報で取り上げるよう努めます。
『障がい者の日』周知（毎年12月3日～9日）	「障がい者週間」を中心に、障がいのある人とない人の相互理解推進のため広報等による周知を図ります。
ボランティア活動の推進	障がいのある方が地域において生き生きと暮らすためには、様々な活動を支援するボランティア活動が重要であり、また、その活動が村民のおもいやりの心を育むことにもつながります。ボランティアの各種研修の周知やPRなど、活動支援の充実を図ります。
障がい者の自立意識の高揚と社会参加の促進	障がい者自身の自立意識の高揚と自主的な社会参加を促すため、地域生活支援事業や保健事業などの充実を図るとともに、各種行事への積極的な参加を呼びかけます。

2. 保健・医療の充実

① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

<現状と課題>

障がいの主な原因としては、疾病、交通事故や労働災害など事故の後遺症、遺伝や発達の遅れなどがあげられます。また、障がいの原因となる疾患名として、予防が可能な脳血管疾患や骨関節疾患がもっとも多くを占めています。

障がいを理解し、疾病の早期発見に向けた健康診査や各種検診の受診率を向上させることで、医学的にも障がいの重度化を予防していくことが大切です。健康診査は、疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会となっています。

また、複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、うつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の不健康な人がいます。こうした人たちが地域で孤立して症状が悪化しないよう、適切な対応が必要となっています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
成人・老人の疾病予防対策及び保健事業の充実	人間ドックや健診で、生活習慣病の早期発見に努めます。また、生活習慣を見直すことにより、疾病の予防につなげ、健康を維持していく取り組みを行います。特に、各種健診の受診率の向上と事後指導の徹底を図っていきます。
精神保健相談事業等の充実	村では、柳津町・三島町・金山町が共同で回復途上にある精神障がい者の社会復帰を図るために調理実習等の生活指導、創作活動、レクリエーション活動を月1～2回実施し、精神障がいのある方の自立支援を行っています。また、臨床心理士による心の健康相談会を実施し、障がいのある方も一般の村民の方も自由に相談できる場を設けています。
母子保健事業の充実	障がいの原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や乳幼児に対する相談指導を実施し、発育の遅れを可能な限り早期に発見し、さらに乳幼児健康診査などを行い、健康増進に努めます。また、関係機関と情報交換を行い、多面的なアプローチによる支援を行います。
相談窓口・療育体制の整備	子どもの健全育成支援のため相談窓口の充実を図り、関係機関との連携による、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談体制を推進します。障がいの疑いが見られる乳幼児について、乳幼児発達観察相談会で専門家の指導を受け、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関への移行を助言します。

② 適切な保健・医療の提供

<現状と課題>

保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するために重要な意義を有しています。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、保健・医療・福祉サービスの提供が一体となって障がいのある人の生活の質の向上を図ることが求められています。これらを踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、今後とも体制整備を図っていきます。

難病を有する人に対しては、国で指定した特定疾患について、医療費の一部を助成していますが、今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
医療費の給付等の継続	自立した日常生活及び社会生活を営むために障がいのある人が適切な医療を受けることが出来るよう、公費による医療費助成制度（重度心身障害者医療助成事業、更生・育成医療）を今後も実施していきます。
保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	会津保健福祉事務所、隣接町村、地域包括支援センター等と連携し、障がいの特性に応じた保健・医療に関する適切な情報提供に努めます。
通院等の交通利便性の確保	障がいのある人に対する保健、医療サービスが安定して提供されるよう、診療所送迎バスによる送迎を行います。また、連携した医療体制の構築のため村外医療機関への通院等の交通利便性の確保に努めます。
成人・老人保健事業等の推進	「昭和村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿った成人・高齢者を対象とした一次予防を重視した施策を実施し、健康増進及び疾病予防に努めます。また、「地域包括支援センター」を中心に生活機能の低下を防ぐための体操や手工芸の創作活動など行う「お達者くらぶ」などの事業を展開し、保健事業等の推進に努めます。

3. 社会参加の促進

① 保育・教育の充実

<現状と課題>

障がいのある子どもの発達レベルや障がいの状況は、多種多様です。乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた保健指導、保育・教育の充実が重要です。

また、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子ども及び保護者に対する相談支援体制を整備することが必要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
療育体制の整備	乳幼児期から一貫した支援体制が取れるよう、保健・医療・福祉・教育の役割と機能について、全庁的な取り組みの中で検討します。障がいをもつ子に、早期に適切な保育・教育が進められるよう、医師、保健師、保育所、学校関係者等との連携により、個々の障がいの程度・適性に応じた保育・教育に努めます
特別支援教育体制の充実	自閉症などの障がいのある児童・生徒に対し、学力や生活能力を向上するため、障がい児教育の支援体制の充実を図ります。
障がい者の人権に関わる教育や共生社会の実現のための教育の推進	共に学び合う教育を推進し、障がいに対する偏見や差別を取り除き、障がい者の人権や生活に係わる諸課題を、共に解決していこうとする意欲を育て、共に生きる社会の実現をめざす教育の実践に努めます。

② 社会参加の促進

<現状と課題>

村民の誰もがいきいきと充実した生活が送れるようになるためには、障がいのある人もない人も隔たりなく生涯を通じて、自発的学習を促すための施策が重要であります。

障がいのある人の生涯学習に対する意識向上に努めるとともに、参加しやすい施設整備や環境整備を推進し、また参加できる活動の情報提供を充実してまいります。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
文化活動・講座の参加への配慮	文化活動に関する講演会や講座などにおいて、障がいのある人も参加しやすいように配慮します。文化活動の情報提供を随時行い、生涯学習に対する意識向上に努めます。

4. 福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

<現状と課題>

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、地域や家庭で快適な生活が送れるよう、それぞれの障がいに応じた様々な福祉サービスの提供を確保する必要があります。

障がい者の自己決定の尊重、障がい者本位のサービスの提供を基本としながら、障がいのある人ができるだけ自立した生活が送れるよう障がい者福祉サービスの質の向上を図ることが求められています。日々の在宅生活を快適に、かつ自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実とともに、日中活動の場などの確保が必要です。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
相談支援機能の充実	障がい者本人やその家族が安心して生活できるよう、障がい者のニーズ等に応じて、サービス情報の提供や、相談支援の充実に努めます。
居宅介護サービスの充実	障がい者のニーズ・実情を踏まえ、障害者総合支援法の制度に対応した介護給付サービスについて、事業所の協力を得ながら、支援体制の整備・充実に努めます。（共生型サービスの整備）
地域生活支援事業の実施	日常生活用具給付事業やコミュニケーション支援事業など地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、障がい者の地域における生活を支援します。
地域交流・福祉活動の促進	住み慣れた地域で障がい者の自立活動を支援するため、よつばの会、ＹＹサークル等の地域交流活動の積極的な促進及び支援を行います。また、社会福祉協議会、民生児童委員、行政区、ボランティア団体等の協力を得ながら、地域福祉活動の活性化を図ります。
地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センターが、障がいのある高齢者の相談に適切かつ円滑に対応できるよう、介護事業者や関係機関との連携、情報交換に努めます。また、介護保険制度の介護給付に加え、さらに障がい福祉サービスを必要とする場合、引き続き障がい者施策における適切なサービスの提供に努めます。

② 施設福祉サービスの充実

<現状と課題>

在宅が困難な障がい者の生活の場として、また地域で生活する障がい者や介護者を支援する専門機関として、入所型の障がい者福祉施設が大きな役割を果たしています。

しかし、本村では、村内に身体障がい者や知的障がい者の入所施設がないため村外の施設へ広域的に入所しています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
関係機関との連携強化	高等養護学校からの新規入所等をはじめ、障がいの状態の変化や要望に応じた、施設の移動等や就労移行について、関係機関等と調整しながら支援体制の整備を図ります。

③ 生活の安定

<現状と課題>

障がい者が自立した生活を営むうえで、経済面の保障が重要です。本村では、生活の援助のため各種施策を実施していますが、複数の担当窓口を介する場合があるため、制度の周知徹底や手続きの簡素化などの課題があります。また、障がい基礎年金・各種手当、資金の貸付制度などの充実を求める要望も多く、税制上の軽減や関連制度の充実も求められています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
年金制度・福祉制度の周知	年金制度や福祉制度の周知のため、「広報しょうわ」などにより、広報していきます。また、各制度を紹介したパンフレット等を配布し制度の普及啓発に努めます。
各種助成制度の充実	障がい者が日常生活を営むための各種優遇制度（鉄道、航空機、有料道路通行料、NHK受信料などの割引制度）の周知を図るとともに、関係機関や事業者に対して制度の充実を要望していきます。

5. 雇用・就労の促進

① 障がい者雇用の促進

<現状と課題>

障がいの重度化と高齢化により障がいのある人が適正と能力に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し自立した生活を送ることは多くの困難が伴っています。障がい者が自立のひとつの手段として職業に就き、社会参加できる地域づくりを実現するため、障がい者が地域の中で、一人ひとりに合った多様な就労形態が創り出されるよう経営者の理解と協力により、職場環境が整備され、障がい者の雇用が促進されるよう啓発・広報活動を行うことが求められています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
障がいのある人の雇用の推進	村内の企業をはじめ、公共職業安定所等との連携を図りながら雇用の場の確保に努めていきます。また、村内の障がい者雇用の創出に努めます。
雇用促進の啓発活動の推進	障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主はもとより村民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を、積極的に展開していきます。

6. 生活環境の整備

① 住まい・むらづくりの推進

<現状と課題>

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住みなれた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公共交通機関の施設や設備を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備を設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていく必要があります。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
日常生活用具給付における住宅改修	生活の利便性を確保するため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。
公共施設のバリアフリー化の推進	新たに整備する施設のバリアフリー化はもとより、既存の施設についても利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。
<u>地域生活支援拠点</u> の整備	奥会津4町村と調整を図り、緊急時の受け入れ機能・居住支援（グループホーム）機能等を兼ね備えた地域生活支援拠点施設の整備に努めます。

【用語解説】

◇地域生活支援拠点とは

障がい者の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域社会において安心して暮らしていける社会の実現を目指し、相談、グループホーム入居等や緊急時の受入・対応等の機能を集約した拠点であり、平成32年度末までに各市町村又は各圏域での拠点整備を国から求められています。

7. 防災・防犯体制の充実

① 防災・防犯対策の充実

<現状と課題>

東日本大震災以降、防災に対する意識は高まっている状況です。障がい者が住みなれた地域で安心して暮らしていくには、障がいの程度や状態に合わせた防災・防犯対策が求められており、障がい者に対する災害情報の伝達や、災害発生時における迅速な避難誘導などが大きな課題になっています。

<主な施策の方向>

取り組み	概要
防災・防犯知識の啓発	災害時の被害を最小限に食い止めるため防災知識の普及に努めます。警察・消防・行政区・民生委員などとの連携により、地域ぐるみで犯罪や事故から障がい者を守る意識の高揚に努めます。
公共施設のバリアフリー化の推進	新たに整備する施設のバリアフリー化はもとより、既存の施設についても利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。
福祉避難所の整備	障がいのある人を含む災害時要援護者に対して、医療機関や社会福祉施設等への二次的避難措置について対策を進めます。
防犯体制の確立	警察、地域の方々と連携し、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐための協力・連絡体制を確保します。

第5章 障がい者福祉サービスの見込量と確保（障がい福祉計画）

1. 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

■基本指針について

「基本指針」（大臣告知）は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定めるもの今年度中に新たな指針を示す。

都道府県・市町村は基本指針に即して3か年の「障がい福祉計画」を策定。計画期間はH30～H32年度迄とする。

【見直しの主なポイント】

■地域における生活の維持及び継続の推進。

- 施設入所者の地域生活への移行を支援するため、「自立生活援助」が創設されました。障がい者が望む地域生活に於いて、定期的な支援・随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、精神病床における1年以上長期入院患者の減少及び早期退院を目指します。

■地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

■就労定着に向けた支援

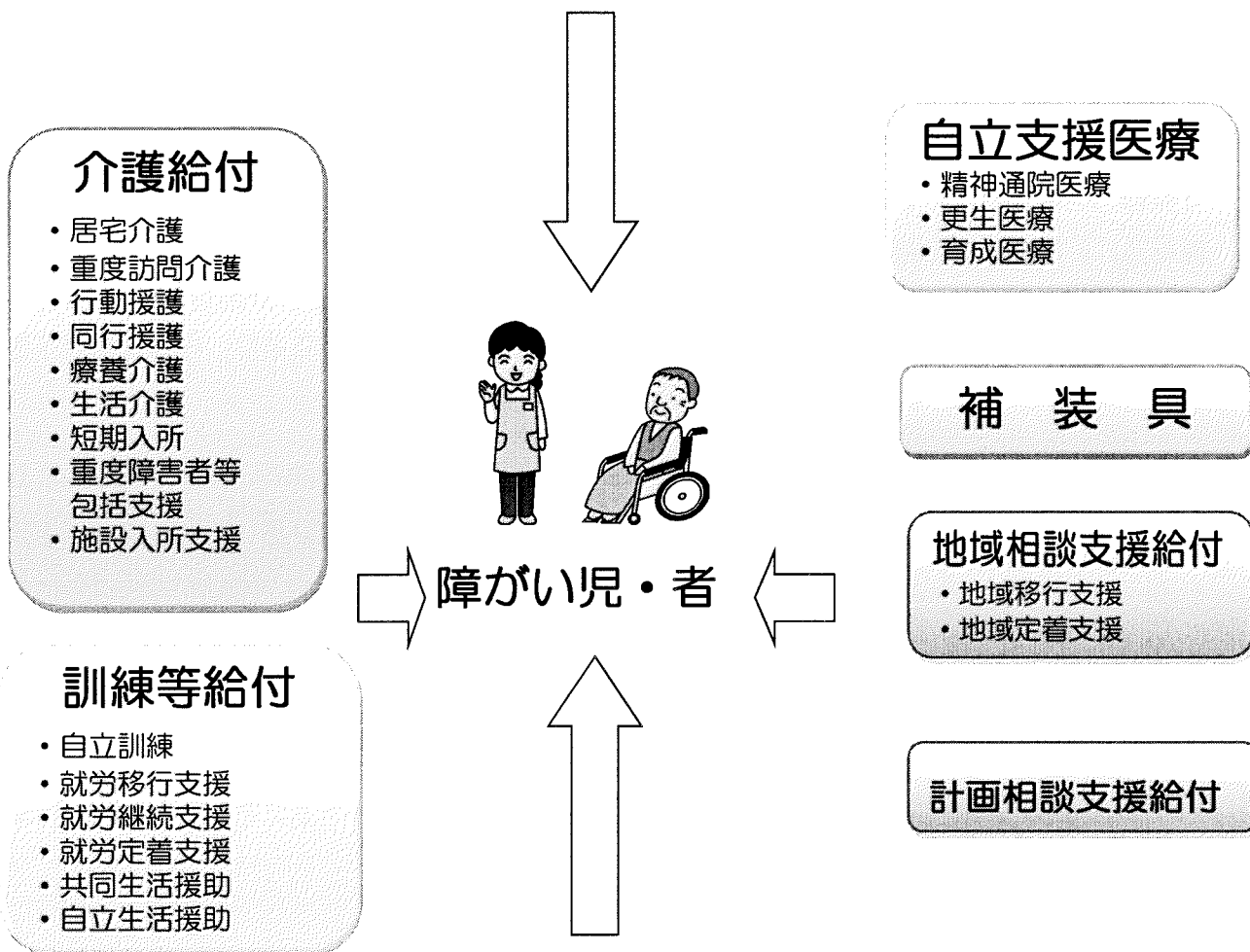
- 一般就労への移行・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう「就労定着支援」が創設されました。事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

■障がい児支援の提供体制の整備等

- 重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが創設されました。
- 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大し、医療的ケアを要する障がい児が、適切な支援が受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めます。

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・日常生活用具の給付
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター 等



障がい児支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障がい児入所施設
- ・医療型障がい児入所施設
- ・医療的ケア児調整コーディネーター配置人数
- ・保育所の利用を必要とする障がい児数
- ・認定こども園の利用を必要とする障がい児数
- ・放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数 等

- 〈特徴〉
- ①障がいの種類によらない共通のサービス
 - ②サービス費用を皆で支え合う（原則として費用の1割を負担）
 - ③働きたい人の支援
 - ④身近な地域でサービスを利用

【障がい福祉サービス種類】

- ①在宅生活を支援する『訪問系サービス』
- ②施設への通所や入所施設での昼間のサービスである『日中系サービス』
- ③入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの『居住系サービス』
- ④地域移行や地域での生活を支援する『地域相談支援』
- ⑤障がい児に対する入所や通所の支援『障がい児支援』

① 訪問系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分
介護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：自宅で介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分1～6
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 (対象者：重度の知的・身体・精神障がい者)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分4～6
	重度障がい者 等包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行います。 (対象者：寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分6
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。 (対象者：知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある方など)	知的障がい 精神障がい	区分3～6
	同行援護	重度の視覚障がいがある方の移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。	視覚障がい	身体介護は 区分2以上
	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分1～6

② 日中系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分
介護給付	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をを行います。 (対象者：長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方など)	身体障がい 難病等	区分5～6
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供をします。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分3～6 (50歳以上は区分2～6)
訓練等給付	自立訓練	「機能訓練」 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能向上に必要な訓練を行います。	身体障がい	有 (18か月)
		「生活訓練」 障がいの状況から自立生活が困難な方に、地域生活に必要な生活能力向上のための訓練を行います。	知的障がい 精神障がい	有 (24か月)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (対象者：一般企業への就労を希望する方など)	65歳未満の障がい者	有 (24か月)
	就労継続支援	「A型(雇用型)」 就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	65歳未満の障がい者	無
「B型(非雇用型)」 企業での就労が困難な方、一定の年齢に達している方などに働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。		身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	無	
「就労定着支援」平成30年度より新設 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	無	

③ 居住系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。 (対象者：夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方など)	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活住居において日常生活の支援を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	非該当～ 区分6
	自立生活援助	平成30年度より新設 施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい 難病等	非該当～ 区分6

④ 地域相談支援

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象
相談支援給付	地域移行支援	住居の確保や体験宿泊、同行支援等地域生活に移行するための支援・相談を行います。	障がい者支援施設等に入所している障がい者 精神科に入院している精神障がい者
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急に事態等に相談や必要な支援を行います。	居宅において単身等で生活し、緊急時の支援が見込めない障がい者

⑤ 障がい児支援

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象
障がい児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行います。	未就学の障がい児
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、医学的な管理が必要な障がい児
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇等時、生活能力の向上のための訓練等の療育を行います。	就学中の障がい児
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や学校等、集団生活を行うのに、支援が必要な障がい児
	居宅訪問型児童発達支援	平成 30 年度より新設 重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅等を訪問して発達支援を行います。	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	施設に入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけます。	障がい児
	医療型障がい児入所施設	施設に入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけます。	医学的な管理等が必要な障がい児

【地域生活支援事業】

障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、効率的・効果的な事業を行い、障がい福祉サービス等と組み合わせて支援します。

種類	サービスの名称	サービスの内容
地域生活支援事業	相談支援事業 【自己負担 なし】	障がいのある方、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	コミュニケーション支援事業 【自己負担 なし】	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのために意思疎通が困難な方に、手話通訳や要約筆記者などの派遣等を行います。
	日常用具給付等事業 【自己負担 1割】	重度障がい者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

2. 平成32年度の数値目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度までの数値目標を設定します。

なお、数値目標を設定するにあたっては国及び県の基本指針を踏まえつつ、これまでの地域の実績及び実情に則して設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現行体系で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、グループホーム、一般住宅等に移行する数値目標を設定します。なお、その主な受け皿となるグループホームや地域生活支援拠点等、近隣の関係機関等と連携を図るとともに、利用者の希望を尊重しながら、目標達成に向けて取り組んでいきます。

国の基本指針に掲げる数値目標

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が、平成32年度末まで地域生活に移行することを目指す。また、高齢化・重症化を背景とし、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減することを目指しつつ、地域の実情に応じた数値目標を設定する。

<目標値の設定>

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成29年3月31日時点の施設入所者数	4 人	平成28年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	0 人	施設入所からGH等へ地域移行する者の数
	0.0 %	(割合については地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	0 人	平成32年度末段階での削減見込数
	0.0 %	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

長期在院者（入院期間が1年以上である者）であり、なおかつ精神障がい者である者について、県の目標値に合わせて村の削減目標を設定します。そのため、県及び関係機関等と連携を図りながら、平成32年度末までに、退院可能精神障害者が地域生活に移行することを目指します。

国の基本指針に掲げる数値目標

保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
平成32年6月末時点の長期在院者数を平成27年時点の長期在院者数から10%以上削減することを目指しつつ、地域の実情に応じた数値目標を設定する。

<目標値の設定>



2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
平成29年3月31日時点の協議の場の設置数	0 か所	平成28年度末の設置か所数
【目標値】設置数	1 か所	平成32年度末までの設置か所数

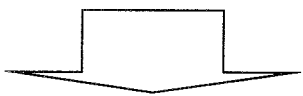
③ 地域生活拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

国の基本指針に掲げる数値目標

平成32年末までに、各市町村または圏域に少なくとも1ヶ所整備を目指しつつ、地域の実情に応じた数値目標を設定する。

<目標値の設定>



3. 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
平成29年3月31日時点の整備数	0 か所	平成28年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1 か所	平成32年度末までの整備か所数

④ 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、平成32年度末までに福祉施設を利用している方の一般就労する目標数値を設定します。

国の基本指針に掲げる数値目標

平成32年度末に、福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の数を平成28年度の移行実績の1.5倍とすることを目指す。また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割増加することを目指すつつ、地域の実情に応じた数値目標を設定する。

<目標値の設定>



3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成32年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	#DIV/0! 倍	(倍率)
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	0 人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	2 人	平成32年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数
	#DIV/0! %	(割合については、H32年度末の利用者増加数をH28年度末の利用者数で除した値)
平成28年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0 ケ所	就労移行支援事業所のうち、平成28年度末の就業移行率が3割以上の事業所の数
平成32年度末の就労移行支援事業所数(見込)	0 ケ所	平成32年度末の就労移行支援事業所数の見込み
【目標値】目標年度に就業移行率が3割以上になる就労移行支援事業所の率	0 ケ所	平成32年度末において、就業移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数
	#DIV/0! %	(割合については、H32年度末に就業移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数をH32年度末の就労移行支援事業所数で除した値)
平成29年度中に就労移行支援事業を開始した利用者の数	1 人	平成29年度中に就労移行支援事業を開始した利用者の数
【目標値】目標年度に就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(H31年度)	1 人	就労移行支援事業による支援を開始してからH31年度中に1年経過した利用者数
	100.0 %	(割合については、就労移行支援事業による支援を開始してからH31年度中に1年経過した利用者数を平成29年度中に就労移行支援事業を開始した利用者数で除した値)
平成30年度中に就労移行支援事業を開始した利用者の数	0 人	平成30年度中に就労移行支援事業を開始した利用者の数
【目標値】目標年度に就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(H32年度)	0 人	就労移行支援事業による支援を開始してからH32年度中に1年経過した利用者数
	#DIV/0! %	(割合については、就労移行支援事業による支援を開始してからH32年度中に1年経過した利用者数を平成30年度中に就労移行支援事業を開始した利用者数で除した値)

3. 障がい福祉・障がい児福祉サービスの見込量

これまでの各サービスの利用実績等を勘案した中で、平成32年度までの各年度及び平成29年度における障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量を次のとおり設定します。

今後の事業者における新体系サービスへの移行状況を踏まえながら、障がいのある方に適切なサービスを供給できるよう体制づくりに努めます。

■障がい福祉サービスについて

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 行動援護 同行援護 5サービスの合計	0時間分 0人分	0時間分 0人分	0時間分 0人分
日中活動系	生活介護	4人分 88人日	4人分 88人日	4人分 88人日
	自立訓練（機能訓練） （生活訓練）	0人日分	0人日分	0人日分
	就労移行支援	1人日分	2人日分	2人日分
	就労継続支援（A型）	0人日分	0人日分	0人日分
	就労継続支援（B型）	1人日分	1人日分	1人日分
	就労定着支援（新設）	0人日分	0人日分	0人日分
	療養介護	0人日分	0人日分	0人日分
短期入所	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分	
居住系	共同生活援助 （グループホーム）	2人分	3人分	3人分
	施設入所支援	4人分	4人分	4人分
	自立生活支援（新設）	0人分	0人分	0人分

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援関連	計画相談支援	6人分	7人分	7人分
	地域相談支援			
	地域移行支援	0人分	0人分	0人分
	地域定着支援	0人分	0人分	0人分

※単位：1ヶ月あたり人・日

4. 地域生活支援事業の見込量

障がいのある方がその能力や適正に応じて自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援する「地域生活支援事業」の実施にあたっては、障がい者の心身や介護を行う方の状況等を総合的に勘案し、必要とする福祉サービスが受けられるよう配慮します。

■地域生活支援事業について

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	自立支援協議会 (保健福祉審議会)	実施有り	実施有り	実施有り
	相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
支援事業 コミュニケーション	コミュニケーション事業	0人	0人	0人
日常生活用具給付事業	介護訓練等支援用具	0人分	0人分	0人分
	自立生活支援用具	0件	0件	0件
	在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
	情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
	排泄管理支援用具	36件	36件	36件
	住宅改修費	1件	1件	1件

※単位：1年あたり人

■障がい児福祉サービスについて

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
障 が い 児 支 援	児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	放課後等デイサービス	0人日分	0人日分	0人日分
	保育所等訪問支援	0人日分	0人日分	0人日分
	居宅訪問型 児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	福祉型 障がい児入所施設	0人分	0人分	0人分
	医療型 障がい児入所施設	0人分	0人分	0人分
	医療的ケア児調整 コーディネーター配置	0人分	0人分	0人分
	保育所の利用を必要と する障がい児数	0人分	0人分	0人分
	認定こども園の利用を 必要とする障がい児数	0人分	0人分	0人分
	放課後児童健全育成事 業を必要とする障がい 児数	0人分	0人分	0人分

※単位：1年あたり人・日

第6章 計画の推進に向けて（円滑な事業実施のための方策）

■昭和村障がい福祉サービス基盤の整備方針

<現状>

本村における障がい者等は微増傾向にあります。中でも、障がい者福祉サービス利用の中心となる知的・精神障がい者が増加しています。また、支援学校卒業者を中心に新規利用者が想定され、訓練給付や精神障がい者の就労移行支援等、障がい福祉サービスに対する理解の普及・浸透とともに利用率も増えると想定されます。

一方、サービス提供体制を見ると、村内に障がい福祉サービス提供事業者は無く、村外にある社会資源に頼らざるを得ない状況にあります。

<課題>

第5期障がい福祉計画の国の基本指針には「地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組」等が挙げられ、地域生活支援拠点づくりが求められています。

本村の障がい者福祉サービスは、他市町村に頼らざるを得ず、利用者・家族にとっては負担になっている状況にあります。さらには奥会津近隣町村でもサービス供給不足となっていることから、身近な場所に存在する社会資源整備・確保が喫緊の課題となっております。

<整備方針>

地域生活支援拠点整備に関し、地域の実情に応じた面的整備型により体制整備を位置づけます。障がい児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解・促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが重要です。そのためにも奥会津4町村による圏域的な取り組みを形にし、早期対応を目標に県と協議していきます。

※精神障がいに関わる解決困難な事例等を「会津障がい保健福祉圏域連絡会：精神に関するワーキンググループ」を協議の場とし、圏域での支援体制を検討します。

さらに、障がい児者と高齢が同一の事業所でサービスを受けることが可能な「共生型サービス」を位置づけ、地域の社会資源等を最大限に活用できるような地域生活支援拠点の整備について検討を行い、介護保険事業所との協議を進めてまいります。

※第7次介護保険計画にも「共生サービス」について記載

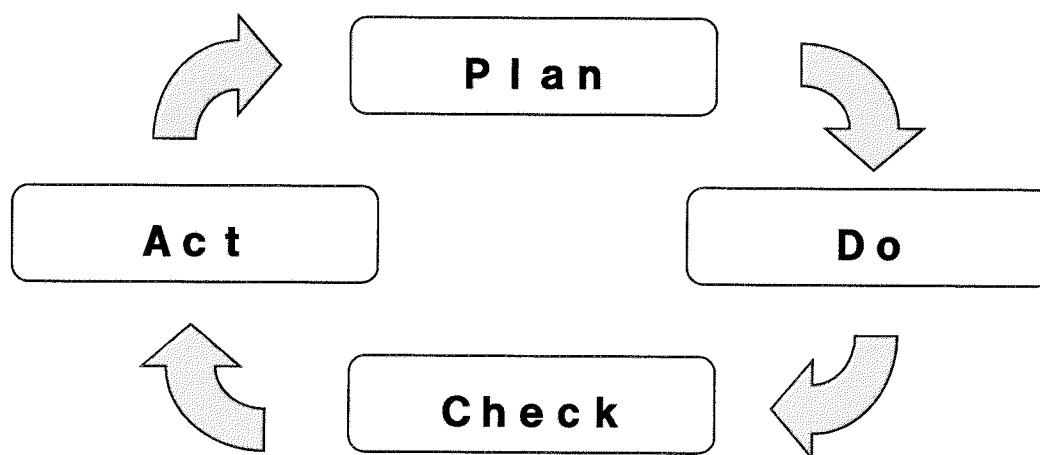
■障がい児支援の提供体制の確保

障害のある子供については、居宅介護や短期入所等の障がい者福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援に努めます。また、保健・医療・福祉をはじめとし、教育等の関連機関と連携を図り、障がいのある子供及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を住み慣れた地域で提供できる体制の構築に向け、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児入所支援等の充実に計画的に取り組めます。

このことから、奥会津4町村障がい担当連絡会を活用し、解決困難な事例等を「会津障がい保健福祉圏域連絡会：児童に関するワーキンググループ」を協議の場とし、圏域での支援体制を検討します。

これを昭和村第1期障がい児福祉計画とし、期間を平成30年～32年度の3カ年と定めます。なお、成果目標及び見込量については現在対象児がいない状況ですが、計画期間中においても本計画の見直し・変更その他必要な措置を講じるもの（PDCAサイクル）とします。

■PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者・障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示
実行 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標及び活動指標については、年1回は事業実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい者・障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。 中間評価の際には、保健福祉審議会及び関係機関等の意見を聴くとともに、その結果の公表を検討する。
改善 (Act)	<ul style="list-style-type: none"> 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい者・障がい福祉計画の見直し等を実施。

【資料編】

1. 昭和村保健福祉審議会委員名簿

(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

組 織	氏 名	備 考
村議会議員	馬 場 栄 三	昭和村議会総務厚生文教常任委員長
保健関係者	本 名 ヒ ト ミ	昭和村保健推進員会長
	小 林 千 加 子	昭和村食生活改善推進員会長
福祉関係者	栗 城 秀 作	昭和村社会福祉協議会長
	渡 辺 武 美	昭和村民生委員協議会長
	本 名 秀 子	昭和村主任児童員
	五 十 嵐 由 美	昭和村主任児童員
医療関係者	今 井 一 男	昭和村国保診療所所長
教育関係者	馬 場 政 之	昭和村体育協会会長
	酒 井 宏	昭和小学校長
	小 杉 一 浩	昭和中学校長
学識経験者	渡 部 喜 一	昭和村老人クラブ連合会長
	五 ノ 井 隆 一	会津よつば農業協同組合昭和支店長
	栗 城 登	昭和福社会昭和ホーム施設長
	菅 家 哲	昭和村商工会長
行政の職員	小 谷 尚 克	福島県会津保健福祉事務所長
その他村長が必要と認めた者	杣 澤 正 法	会津坂下警察署昭和駐在所

